

政令第 号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の施行期日は、令和五年六月三十日とする。

理由

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。